

電子申請システムによる「経営事項審査申請」について

経営事項審査を電子申請で行う際の留意点を記載しています。

「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 記入要領」を確認のうえ、電子申請を行って下さい。

1 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

- ・ JCIP の入り口はこちら（国土交通省ホームページ）
[\[https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsu_gyo_const_tk1_000001_00019.html\]](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsu_gyo_const_tk1_000001_00019.html)
- ・ JCIP の利用にあたっては「G ビズ ID プライムアカウント」の登録が必要です。代理人による申請の場合は、委任者、受任者による委任状を JCIP 上で作成する必要があり、双方の登録が必要です。
- ・ 利用方法（マニュアル）も上記ホームページで公表されています。

2 システム説明動画（YouTube）

システムの説明は、次の動画でも確認できます。

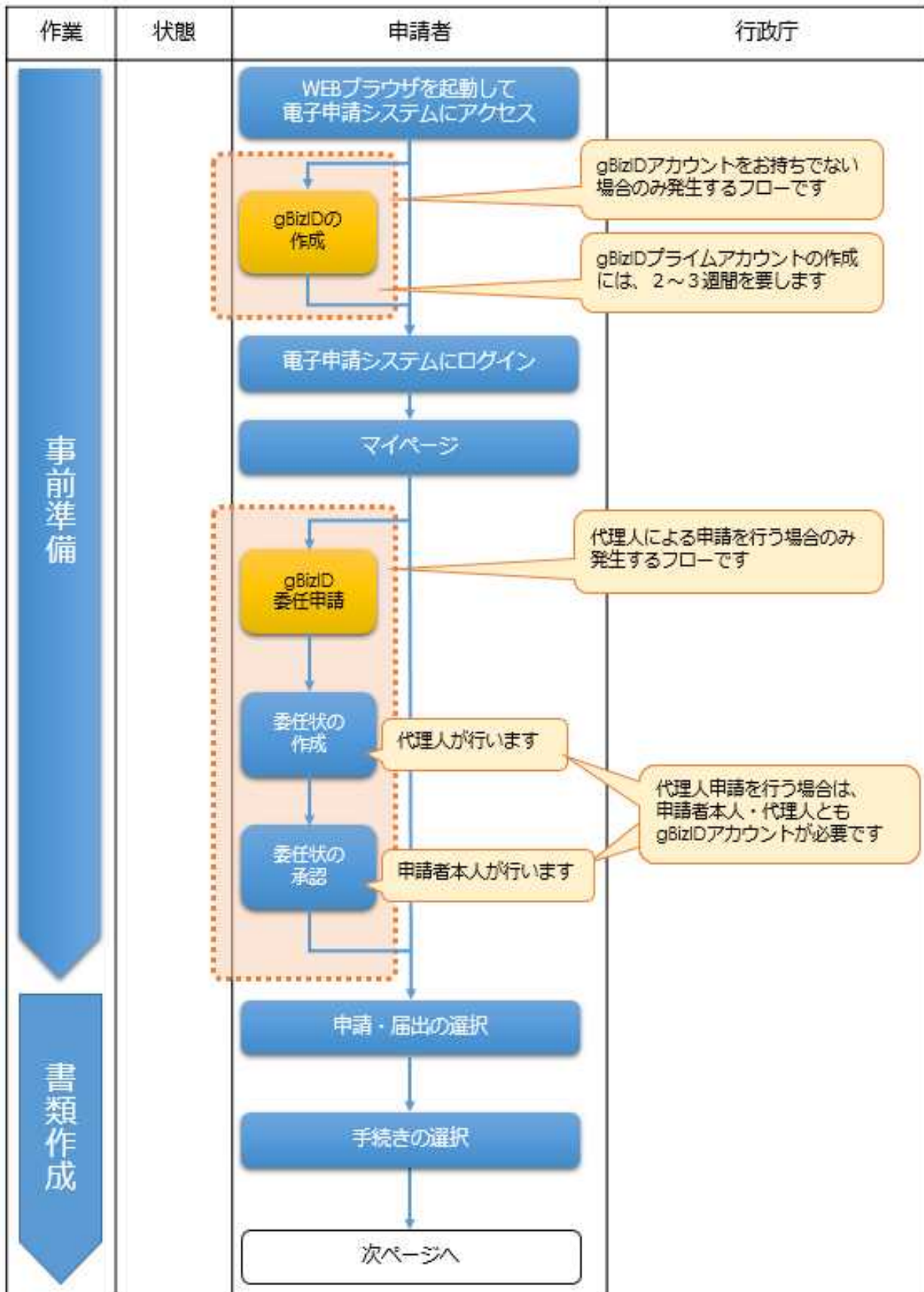
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム_申請者向け【基本編】
<https://youtu.be/K9hfkcJOuoc>
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム_申請者向け【操作編】
<https://youtu.be/oRipaKjtC7M>
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム_申請者向け【代理申請編】
https://youtu.be/HCJ5_FhgyR4

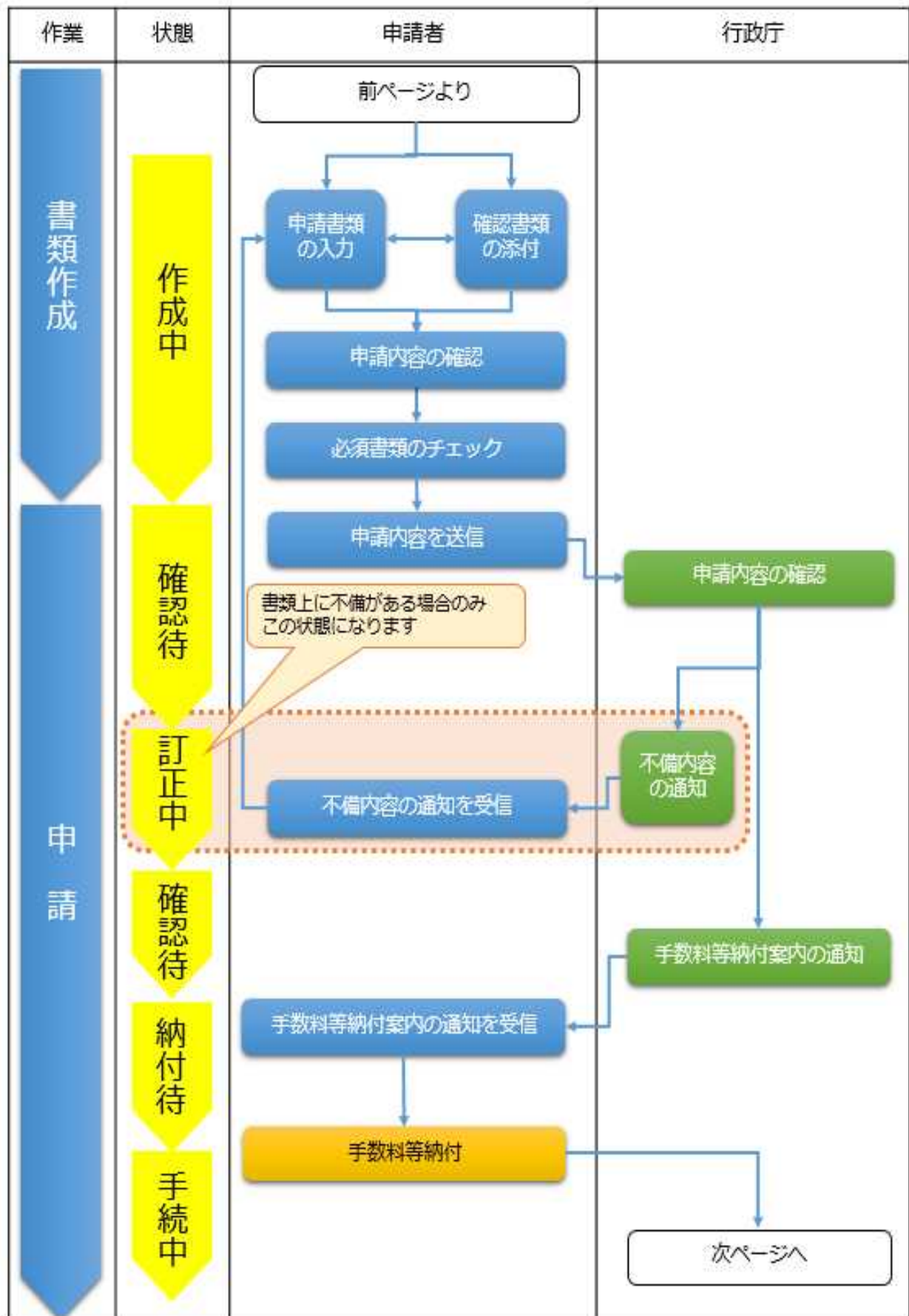
3 ヘルプデスクのご案内

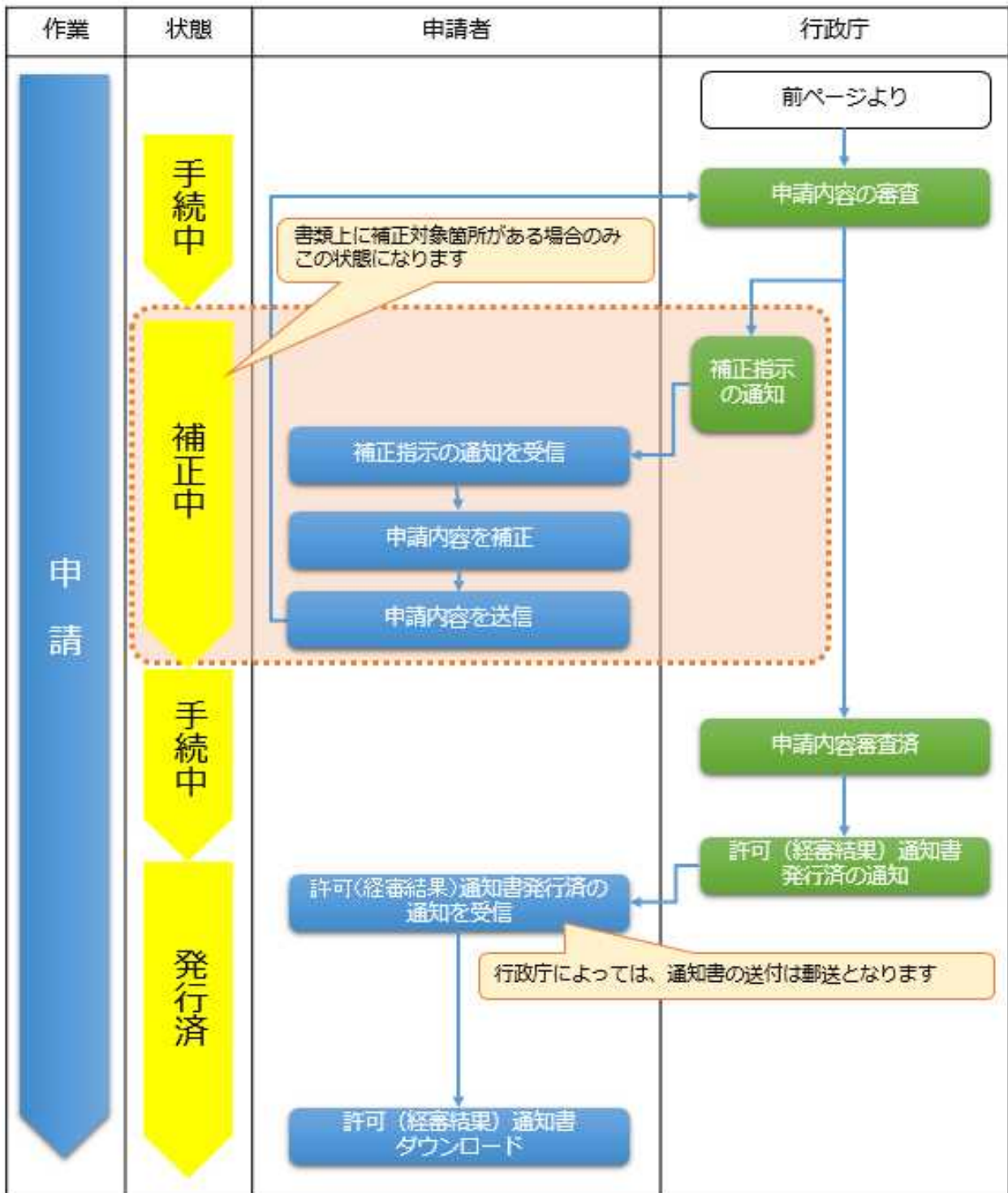
- ・ JCIP の操作方法に関して不明な点がある場合は、JCIP のお問い合わせフォームを利用してメールで問い合わせるか、又は下記のヘルプデスクにご連絡ください。（沖縄県では操作方法について回答できませんので、ご了承下さい）

TEL : 0570-033-730（ナビダイヤル）

4 申請の流れについて(JCIP 操作マニュアル 1.5 版 P19～21)







- ・ JCIP にログインし、ブラウザ上で申請書を作成して下さい
- ・ JCIP で入力内容を自動的にチェックしています。エラーが発生していると、申請できませんので、エラーメッセージを確認し、エラーを解消して下さい。
- ・ 申請内容の不備等がある場合には、補正指示を通知しますので、申請後は小まめに画面上の通知をチェックして下さい。

5 省略できる確認資料

- ・ JCIP の行政庁間のバックヤード連携によって、JCIP による申請は次の書類の提出を省略することができます。

① 技術検定の第二次検定の合格証明書

建設業法の技術検定（第二次検定）は資格番号を入力すると、JCIP で自動的に資格の取得状況がチェックされます。この場合、前年から変更・新規の場合であっても、添付が不要になります（※ 1999 年以前の合格者は、現時点では省略できません）

【資格番号の入力により資格証の添付が不要になる資格とコード】

1 級建設機械施工技士	111	1 級電気工事施工管理技士	127
2 級 〃（第 1 種～第 6 種）	212	2 級 〃	228
1 級土木施工管理技士	113	1 級管工事施工管理技士	129
2 級 〃（土木）	214	2 級 〃	230
2 級 〃（鋼構造物塗装）	215	1 級電気通信工事施工管理技士	131
2 級 〃（薬液注入）	216	2 級 〃	232
1 級建築施工管理技士	120	1 級造園施工管理技士	133
2 級 〃（建築）	221	2 級 〃	234
2 級 〃（躯体）	222		
2 級 〃（仕上げ）	223		

* 「ワーニング」が表示された場合は、資格等を証明する資料を添付して下さい。

② 経営分析結果通知書

経営状況分析は、項番 20 において認証キー（16 桁）を入力することで、JCIP へ情報が取り込まれます（通知書の添付は不要）。

* 但し、2 期平均の場合は 2 期分の通知書を添付して下さい。

③ 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証

（交付番号の入力で、自動的に有効期間と講習受講状況がチェックされます）

④ 建設業経理士登録証

⑤ 登録建設業経理士 C P D 講習修了証

6 主な留意点について

【添付書類】

- ・紙申請において「提示」となっている書類は、提出（添付）が必要です。
- ・税(法人税、所得税、消費税)の各申告書等は、白紙に「決算変更届（年度報告）時提出済」と記載した紙を添付して下さい（各申告書等の添付は不要）。
- ・「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、「工事の証明書類（契約書等）」は、システム上必須となっていませんが、添付して下さい。
- ・「技術職員名簿」について、前年からの申請内容の変更の有無に関わらず前年度審査済の名簿（県収受印が押印されたもの）を添付して下さい。

【その他】

- ・行政庁側で、申請内容の訂正（いわゆる職権訂正）は出来ません。
- ・確認書類としてアップロードされた資料は、写しではなく「正」として扱います。
- ・「申請済、入力済」等の電話連絡は不要です。

7 審査手数料の納付方法

- ・JCIP から出力した「はり付け欄」に沖縄県収入証紙を貼り付け、以下の宛先に書留郵便で郵送して下さい。

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁 11階 土木建築部技術・建設業課（建設業指導契約班）

- ・電子収納（pay-easy 決済）が可能になりましたら、改めてお知らせします。

8 結果通知について

- ・経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、書面で郵送します。
代理人あてへ郵送を希望する場合はその旨記載下さい。
- ・電子交付（PDF等アップロード通知）が可能になりましたら、改めてお知らせします。